

愛媛県における処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件取扱要領
【保育所・地域型保育事業所】

第1 研修修了要件の適用開始年度

当該要件の適用開始年度は、役職、職務等に応じて次のとおりとする。

- (1) 副主任保育士・専門リーダー … 令和5年度から段階的に適用
- (2) 職務分野別リーダー … 令和6年度から適用

※加算対象職員が処遇改善等加算（区分3）による賃金改善を受ける場合、賃金改善を受ける月の前月までに研修修了要件通知に定める研修を修了する必要がある。

（例）令和8年4月から副主任保育士として処遇改善等加算（区分3）による賃金改善を受ける場合、当該職員について、令和8年3月末までに4分野以上（うち1分野はマネジメント分野に係る研修であること。）の研修を修了する必要がある。

第2 研修の実施主体

研修の実施主体は次のとおりとする。

- (1) 都道府県
- (2) 「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け 雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」の6による指定を受けた機関（市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）（県ホームページに掲載）

第3 研修内容

修了要件の対象となる研修は、第2に定める実施主体が保育士等キャリアアップ研修として実施する次の研修とする。

- (1) 専門分野別研修（6分野）
 - ①乳児保育、②幼児教育、③障がい児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援
- (2) マネジメント研修

第4 修了すべき研修分野（役職、職務別）

副主任保育士及び専門リーダーにおいては、受講が必要な分野数を令和5年度から段階的に引き上げることとされている。各年度における必要数は下記のとおり。

- ・ 令和5年度 … 1分野以上
- ・ 令和6年度 … 2分野以上
- ・ 令和7年度 … 3分野以上

- ・ 令和8年度以降 … 4分野以上（完全実施）

なお、副主任保育士にあつては、4分野のうちの1つはマネジメント研修を含むこと。

(1) 副主任保育士

専門分野別研修（①～⑥）のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修

(2) 専門リーダー

専門分野別研修（①～⑥）のうちの4以上の研修分野

(3) 職務分野別リーダー

専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野

研修分野		対象者（職位）		
		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	①乳児保育	3以上の研修分野	4以上の研修分野	担当分野を含む 1以上の研修分野
	②幼児教育			
	③障がい児保育			
	④食育・アレルギー対応			
	⑤保健衛生・安全対策			
	⑥保護者支援・子育て支援			
マネジメント		必須	×（※）	×（※）
保育実践		×（※）	×（※）	×（※）

※ 令和元年度までに受講した研修に限り専門分野別研修の一つとして扱うことができる。

第5 研修受講の確認

修了要件の対象となる研修を受講したことの確認のため、処遇改善等加算（区分3）の加算適用申請書とあわせて、所管の市町へ次の資料を提出すること。

- (1) 加算対象職員の研修受講暦一覧表及び職員別の個票（別紙様式1）
- (2) 研修修了証の写し

※修了証については、本県以外で実施され修了した保育士等キャリアアップ研修も効力を有する。

第6 留意事項等

- ・ 職員個人の異動や転職等の可能性も考慮して、研修受講暦は職員個人においても管理することを基本とする。
- ・ 既に処遇改善等加算（区分3）の適用を受けている施設において、該当職員に副主任保育士又は専門リーダーがいる場合は、要件適用に向けて対象者の研修修了状況について確認のうえ、適宜研修の受講を進めること。
- ・ この要領は、国通知・FAQの改正等により変更となる場合がある。